

治水

発行 全国治水期成同盟会連合会

東京都千代田区麹町4丁目8番26号ロイクラトン麹町
電話 03(3222)6663 FAX 03(3222)6664
ホームページ <http://www.zensuiaren.org/>
お問い合わせ infoinfo@zensuiaren.org
編集・発行 椿本和幸



令和6年4月21日 新日下川放水路完成式（くす玉開披）国土交通省 四国地方整備局 河川部（写真提供）

● 目次

令和6年度 土砂災害防止月間の実施	国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課	2
新日下川放水路完成式を開催	国土交通省 四国地方整備局 河川部	7

令和6年度 土砂災害防止月間の実施

国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部 砂防計画課
地震・火山砂防室 砂防情報係長 西館 嘉郎

1. はじめに

我が国では雨や地震などに伴い土石流、がけ崩れ、地すべりが毎年のように発生し多くの尊い人命や財産が土砂災害により奪われており、国土交通省砂防部では、土砂災害を防止・軽減するための各種土砂災害対策を行っています。

令和5年は43道府県で1471件の土砂災害が発生し、死者8名（災害関連死を含まない）、人家被害262戸の被害が生じました。特に令和5年7月の大雨では、福岡県久留米市において8戸の家屋が全壊し6名の方が死傷するいたましい土砂災害が発生しています（写真－1）。



写真－1 令和5年7月に福岡県久留米市で発生した土砂災害

一方で、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、住民主体の防災対策への転換を図ることが必要となっています。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成

することが必要となります。

国土交通省及び都道府県では、昭和57年7月の長崎豪雨災害を契機に、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備等を推進し、土砂災害による人命や、財産の被害防止に資することを目的として、昭和58年から毎年6月を「土砂災害防止月間」と定めています。以来、「みんなで防ごう土砂災害」をテーマに、全国の都道府県で土砂災害防止を強力に推し進めることを目的として、広報活動の推進、土砂災害防止功労者の表彰、土砂災害に関する絵画・作文の募集等を行うとともに、各地で講演会・見学会の開催、危険箇所の周知・点検、避難訓練等の各種行事を実施しています。

令和6年度の土砂災害防止月間は6月1日～6月30日（図－1）で、がけ崩れ防災週間は6月1日～6月7日です。



図－1 令和6年度土砂災害防止月間ポスター

2. 令和6年度重点事項

令和6年度の土砂災害防止月間における重点実施事項を紹介します。

国土交通省では、平成26年8月豪雨による土砂災害等を踏まえ、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正し、都道府県に対する基礎調査の結果の公表の義務付け、都道府県知事に対する土砂災害警戒情報の市町村長への通知及び一般への周知を義務付けました。また、平成28年8月の台風10号による災害を踏まえ、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設管理者等に対して避難確保計画の作成と避難訓練の実施を義務付ける等の措置を講じました。

平成29年7月九州北部豪雨では局地的・集中的に多量の流木を伴う土砂災害が発生、平成30年7月豪雨では広島県や愛媛県等西日本を中心とした長雨によって、昭和57年以来最大の発生数となる土砂災害が広域に発生し、土砂と洪水の同時氾濫による土砂・洪水氾濫は社会インフラにも甚大な被害をもたらしました。また、令和元年10月の東日本台風に伴う豪雨では、東日本を中心に広域にわたり土砂災害が発生し、台風により発生した土砂災害の中では最大の土砂災害発生件数を記録しました。さらに、令和6年1月能登半島地震では、石川県で最大震度7を観測し、非常に多くの土砂災害が発生するとともに多数の河道閉塞や地すべりが確認された甚大な災害となりました。

このように近年頻発する甚大な土砂災害では、多くの自治体で土砂災害警戒情報や避難勧告等が発表された一方、住民が声をかけ合う等の地域の共助により難を逃れた例もありましたが、逃げ遅れによる人的被害が多数発生しました。また、砂防施設が被害を防いだ事例はあったものの、人的被害が発生し

た箇所の多くは砂防施設が未整備でした。このように、行政主体のソフト・ハード対策には限界があり、住民主体の防災対策への転換が必要です。社会を構成するあらゆる主体が災害を我が事と捉えて対応することを基本とし、地域の実情に応じた共助による防災行動の促進を通じて、自らの命は自らが守るという住民意識を醸成する必要があります。

こうした現状を踏まえ、普段から行政や自治体、住民、関係機関等がそれぞれの役割において連携し、地域の防災力の向上や未然の防止策に全力で取り組むことが重要です。

そのため、令和6年度「土砂災害防止月間」においては、以下の事項に重点を置いて実施します。

- (1) 土砂災害に対する危険性やその対策・効果の周知、対策工事实施への理解促進のため、様々な手法を活用した幅広い広報の実施
- (2) 様々な手法を活用した土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所の周知徹底と土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に対する理解促進
- (3) 住民自身が的確な避難行動をとるためハザードマップや避難場所・避難経路の周知徹底
- (4) ハザードマップの活用や土砂災害の発生時刻、発生形態に応じて住民自身が適時・的確な避難行動をとるため、防災訓練や防災教育の実施及びこれらを通じた防災リーダーの育成
- (5) 土砂災害警戒情報が発表された場合の

都道府県から市区町村への情報伝達体制及び住民への周知方法の確認

(6) 大規模な土砂災害が急迫している場合に通知される土砂災害防止法に基づく緊急情報の伝達体制及び実際に災害が発生した場合に備えた無人化施工等を活用した応急対策実施体制の確認

(7) 防災上の配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）が利用する施設の管理者に対する土砂災害の危険性に関する周知及び警戒避難体制の整備促進

(8) 砂防設備等の機能や効果に関する理解を深める広報の実施

(9) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の徹底

(10) 砂防関係工事の実施等に必要となる担い手確保のための取組及び安全確保の徹底

3. 令和6年度の主な実施内容

(1) 土砂災害防止「全国の集い」の開催
広島県において、土砂災害防止「全国の集い」を令和6年6月6日（木）に、現地研修会を令和6年6月7日（金）に実施します。

(2) 土砂災害防止功労者の表彰
土砂災害の防止について、顕著な功績があり、他の模範として推奨に値すると認められる個人または団体を表彰します。

(3) 土砂災害防止に関する絵画・作文の募集、表彰
全国の小・中学生を対象に、土砂災害防止に

ついで理解と関心を深めてもらうため、絵画・作文の募集を行い、表彰します。

(4) 土砂災害防止に関する広報活動の実施

1) 都道府県・市区町村の掲示板の活用や広報誌等の各戸配布、回覧板、WEBサイト等への掲載など様々な手法を活用し、ハザードマップ又は基礎調査結果の公表や警戒避難の好事例の紹介等、土砂災害の危険性や住民自身による適時・的確な避難行動の重要性に関する啓発等の広報活動を行います。（写真－2）は令和5年度、石川県金沢市で街頭PR活動をおこなった様子です。



写真－2 令和5年度土砂災害防止月間における街頭PR活動：香林坊大和前（金沢市）

2) 道の駅、コンビニエンスストア等との連携による広報や、「土砂災害110番」等の防災情報窓口の周知を実施します。

3) 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施します。

(5) 土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所及び避難場所・避難経路等の周知・点検の実施

ハザードマップや現地表示看板等を活用

して、土砂災害（特別）警戒区域等の土砂災害の危険性が高い箇所及び避難場所・避難経路等について住民等に周知します。その際、住民自身による適時・的確な避難を促すため、近年の土砂災害の実態や土砂災害の前兆現象等についても併せて説明する等、住民等の土砂災害の危険性に対する理解を深めるよう留意します。

また、土砂災害の実態等を踏まえ、住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、施設管理者、警察・消防等の関係機関と連携して点検活動を実施します。

防災部局等と連携して土砂災害に対する避難の安全性について確認を行うとともに、土砂災害から安全に避難できるよう必要に応じて見直しや、定められた避難所への避難が困難になった場合に備え、近隣のより安全な場所へ避難をする「次善の策」の検討を行います。

(6) 令和6年度「土砂災害・全国防災訓練～避難の声かけ、安全の確認～」の実施

土砂災害発生時に関係機関で円滑に情報共有を図るための防災訓練を実施するよう促します。更に、地域で避難する共助の取り組み（家族や住民同士、要配慮者を含め支援が必要な方に対する避難の声かけ等）を構築するべく、防災体制強化のための啓発活動や訓練等を地域単位で実施し、警戒避難体制のさらなる充実・強化を図ります。令和5年度の京都府笠置町の例では（写真－3）の通り、保育所の園児も含めた避難支援訓練を行いました。

(7) 住民、教育関係者、小・中学生等を対象とした講習会、現場見学会、出前講座等の開催

土砂災害の現状や土砂災害からの的確な



写真－3 笠置町立笠置保育所避難訓練（令和5年度 6月1日 京都府笠置町）

避難行動をとるための正確な知識を普及するため、住民、教育関係者、小・中学生等を対象にハザードマップや土砂災害警戒情報等を活用した実践的な防災教育、啓発を目的とした講習会、現場見学会、出前講座等を開催します。砂防ボランティア等の各種団体や関係機関等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施します。また、これらの活動を通じて、防災リーダーを育成します。広島西部山系砂防事務所の実施事例を（写真－4）示します。



写真－4 令和5年度における出前講座の事例（中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所）

(8) インフラツーリズムやSNSを活用した情報発信等

土砂災害を未然に防止する為のハード・ソ

フト両面の取組について、防災講演会、インフラツーリズム、現地見学会及びSNSによる情報発信等、幅広く広報します。

(9) 要配慮者の把握、説明会の開催等

在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設の避難体制整備に資するため、防災部局、福祉関係部局、教育関係部局等と連携し、あらかじめ在宅の要配慮者及び要配慮者利用施設を把握します。また、要配慮者利用施設の施設管理者に対する説明会等を開催するとともに、避難確保計画の作成や避難訓練の実施等について支援、助言することにより、警戒避難体制の更なる充実・強化を図ります。

(10) 砂防設備等の点検及び砂防指定地等の周知・点検の実施

砂防設備、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設の定期巡視点検及び安全利用に資する点検を住民、自主防災組織、砂防ボランティア等の各種団体、警察・消防等の関係機関と連携して実施します。併せて、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域及び地すべり防止区域についても住民への周知及び点検を実施します。岐阜県土岐市の実施事例を（写真－5）に示します。



写真－5 令和5年度土砂災害防止月間における砂防施設点検（岐阜県 土岐市）

(11) 全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会の開催

全国砂防関係工事安全施工管理技術研究発表会を6月に実施します。

4. 終わりに

土砂災害の被害を軽減するためには、危険な場所から安全な場所への早めの避難が重要です。そのため、行政側の「知らせる努力」に加え、住民側の行政側からの情報の意味を正しく理解し必要な防災行動をとるために平常時からの「知る努力」も必要となります。また、土砂災害から身を守るために普段から防災訓練や土砂災害ハザードマップの確認等を通じて避難の必要性を理解し、豪雨が予想される前に確実に避難することが大切です。地域住民の土砂災害に対する深い理解と危険性への認識を高めるため、これまで述べてきた各地の取り組みが効果的に実施できるよう、みなさまのご協力をお願い申し上げます。

新日下川放水路完成式を開催

国土交通省 四国地方整備局 河川部

令和6年4月21日（日）に高知県高岡郡日高村において、尾崎 正直国土交通大臣政務官出席のもと新日下川放水路の完成式を挙行了しました。

主 催 日高村、高知県、国土交通省四国地方整備局

出席者 尾崎国土交通大臣政務官、濱田高知県知事、戸梶日高村長、
国会議員、地権者等地元関係者約 160 名が参加

平成26年8月台風第12号により、仁淀川の支川日下川が氾濫し、床上・床下浸水159戸、国道33号の18時間にわたる通行止め、JR土讃線の70時間にわたる運休など、日高村では甚大な被害が発生しました。

この災害を契機に平成27年度に日下川床上浸水対策特別緊急事業が採択され、国は日下川で3本目の放水路トンネルとなる新日下川放水路（総延長5,368m、直径7m、最大放流量約130m³/s）の整備を、高知県は日下川及び戸梶川の河川改修を、日高村は局所的な床上浸水を解消するための輪中堤の建設や「日高村水害に強いまちづくり条例」を制定しました。

これらの取り組みにより、平成26年と同規模の豪雨に対し床上浸水を防止することが可能となりました。

式典は雨天の中進められましたが、くす玉開披の直前、降雨がやみ、屋外でくす玉開披や風船飛ばしを行うことができました。また、式典後には期成同盟会により、お餅など20,000個にも及ぶもち投げが開催され、来場者約3,000人によって盛大に完成を祝いました。



新日下川放水路完成式（くす玉開披全景）